

# 衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.17 第 171 回国会第 4 号

4 月 17 日（金）第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第 61 号）

- ・中曽根外務大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、伊藤外務副大臣、加納国土交通副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 赤嶺 政賢君（共産）

- ・一連の国連安保理決議において、ソマリア沖の海賊問題が地域における国際の平和と安全に対する脅威となっているとされていることから、各国軍隊が現在海賊対策で行っている臨検、拿捕、武器の使用は、警察活動として捉えられないのではないか。
- ・現在実施している海上警備行動及び本法律案は国連安保理決議に基づくものなのか、金子国土交通大臣及び浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案が成立した場合、ソマリアにおける必要なすべての手段をとれるとする国連安保理決議に基づき、ソマリア領海での活動は可能となるのか。

### 阿部 知子君（社民）

- ・浜田防衛大臣が 2 月に来日したヒラリー国務長官に新安保宣言の策定を提言したと報道されていることに関する経緯及び米国側の対応はどのようなものか、浜田防衛大臣に伺いたい。
- ・「西インド洋及びアデン湾地域における海賊及び武装強盗の抑止に関する行動指針」に、I M O ジブチ会議に参加した周辺 16 か国中 8 か国しか署名しなかった理由は何か。外国軍への警戒心があるのではないか。
- ・アジア海賊対策地域協力協定（R e C A A P）で海上保安庁が取り組んできたように、ソマリア沖の海賊対策においても軍ではなくコーストガードと位置付けられる海上保安庁が取り組むことに関してどう考えるのか。

### 田嶋 要君（民主）

- ・本法律案において、海賊とテロリストの区別をすることなく海上自衛隊は武器の使用をすることになるのか確認するとともに、海賊行為について定義する「私的目的」について詳しく説明願いたい。

- ・海賊行為への対処は第一義的には海上保安庁の責務であるということの本法律案の中で明記すれば、政府の意図も明確になると考えるが、そうすることに何か不都合があるのか。
- ・海賊対処行動を防衛大臣が命ずる際の「特別の必要がある場合」について、海上保安庁では海賊行為に対処できない場合となぜ法律案に明記しないのか。

### 三日月 大造君（民主）

- ・対処事案が、本法律案第 2 条で定義する海賊行為の要件である「私的目的」であるかどうかをどのような基準で見極めるのか。
- ・海賊行為に対処するために武器を使用した後、相手が国又は国に準ずる者であったことが判明した場合に、武力の行使に当たることから、武器使用基準はどのように定めようとしているのか。
- ・海賊行為への対処は第一義的には海上保安庁の任務であるとしているが、今後、海上保安庁は、どこまでの海賊行為に対しどのような装備で任務を担うのか。

### 鷲尾 英一郎君（民主）

- ・我が国がソマリア沖・アデン湾における海賊対処のために海上自衛隊を派遣するに当たり、加盟各国に海賊対処を求めている国連安保理決議がどのように位置付けられているのか伺いたい。
- ・海上保安庁の巡視船「しきしま」が建造されるに至った経緯及び海上自衛隊ではなく海上保安庁がプルトニウム輸送船「あかつき丸」を護衛することとなった理由を説明願うとともに、早急に「しきしま」級巡視船を建造する必要性について金子国土交通大臣の見解を伺いたい。
- ・シベリアンコントロールの定義及び本法律案にシベリアンコントロールの趣旨がどのように取り込まれているのか伺いたい。

### 鈴木 馨 祐君（自民）

- ・アデン湾を航行する我が国の船舶数及び総船舶数並びに我が国にとってのアデン湾の重要性を説明願いたい。
- ・マラッカ海峡における海賊対策のために我が国が行ってきた取組及びその成果について説明願うとともに、このような成果をソマリア沖の海賊対処に活用する場合にどのような障害あるいは差異があると考えられるか伺いたい。
- ・国連安保理決議により各国が派遣を求められている軍艦に海上保安庁巡視船が含まれるか否か、また海軍艦船以外を派遣している国の状況について説明願うとともに、各国が海軍艦船を派遣している中で、我が国も同様に海上自衛隊艦船を派遣することによる海賊対処活動上の利点の有無について伺いたい。

### 三 谷 光 男君（民主）

- ・これまでの我が国の護衛艦による護衛活動の実施回数、護衛した船舶数、実施海域について説明願うとともに、海賊の発生場所が南に広がっていることを受け、護衛艦の活動海域を広げることは可能か、伺いたい。
- ・本法律案の成立後において海賊を逮捕した場合、日本へ移送するのか、あるいは近隣諸国へ引き渡すのか、当該海賊への対処について伺いたい。
- ・本法律案の修正に関して、民主党は総理大臣を本部長とする海賊対処本部の設置を提案しているが、政府の所見を伺いたい。

### 後 藤 齋君（民主）

- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対処について、日本からの距離が遠いこと、及び、各国では海軍が対処していることを理由に、海上保安庁による対処が困難であると結論付けていることの妥当性を伺いたい。
- ・ソマリアに対する農業及び漁業協力が、ソマリア沖・アデン湾における海賊問題の根本的な解決に繋がると考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・今後、海賊事案への主体的な対処ができるよう、海上保安庁は遠距離航行の可能な巡視船を建造する必要があると考えるが、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。

### 石 井 啓 一君（公明）

- ・本法律案第7条に規定する自衛隊による対処の要件となる「特別な必要がある場合」の判断基準について説明願いたい。
- ・本法律案第2条では、海賊行為の要件として「私的目的」であることを規定しているが、その趣旨及び外形的な判断基準について伺いたい。
- ・本法律案に海賊対処行動終了時の国会報告を盛り込んだ理由、及び、海賊対処行動発令前の国会承認を盛り込まなかった理由について伺いたい。